

(参考様式第 3 号)

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画（えびの市）

1 ～ 4 （略）

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

(別紙)

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの条件を満たす農振農用地区域内及び地域計画の区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担する部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

さらに、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。

ア 対象地域

えびの市全域（過疎地域自立促進特別措置法）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑 15 度以上であること。

ただし、勾配は団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 市長の判断によるもの

(a) 急傾斜の田に混在している緩傾斜の畑

(b) 一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地（田 1/100 以上 1/20 未満、畑 8 度以上 15 度未満）であって、一団の急傾斜農用地とあわせて集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われている場合。

(c) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率と耕作放棄率のどちらも全国平均以上とする（高齢化率 30% 以上、耕作放棄率：田 5% 以上、畑 10% 以上）

2 集落協定の共通事項

(1) 構成員の役割分担

集落協定を締結する集落は、集落の実情に応じた協定の対象となる農用地（以下「協定農用地」という。）及び水路・農道等についての管理の方法及び管理体制を定める。

ア 農用地等の管理方法

協定農用地については、農業者自ら、集落内外の担い手が貸借、受託等により管理する等、集落協定参加者が協定に基づき管理する。

また、水路・農道等については、集落、水利組合、土地改良区等が草刈り、泥上げ等を行う。

イ 集落協定の管理体制

集落協定の管理体制については、集落の構成員の役割分担を明確にすることが必要であり、代表者、書記担当、会計担当、共同機械担当、土地改良施設担当、法面点検担当等を置き、責任の明確化を図ることとする。

また、水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等、集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となる者を集落協定で指名する。

(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項

ア 集落協定において、農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動について、具体的に取り組む事項を記載する。

なお、多面的機能を増進する活動については、一つ以上の取組を選択して行うこととする。

イ 集落協定及び個別協定は、令和 8 年度以降に締結することも可能とする。

(3) 集落マスタープラン

ア 集落協定の将来像の明確化

集落の実情を踏まえ、集落協定の参加者の総意の下に、当該協定が目指す農業生産活動等の体制整備に向けた 10～15 年後の目標を明確に記載することとする。

イ 具体的活動計画

アにより定めた目標を実現するための、協定認定年度から 5 年間の具体的な活動計画を記載することとする。

(4) 農業生産活動等の体制整備を図るための取り組みとして活動すべき事項

中山間地域等直接支払交付金実施要領第 6 の 3 の (2) のアの単価（以下「通常単価」という。）を交付する協定にあっては必須事項であり、（3）「集落マスタープラン」の内容と整合性があり、協定農用地において農用地等保全体制の整備に加え、「ネットワーク化活動計画」を作成することという。

3 対象者

交付金の交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 集落協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等
- (2) 個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う認定農業者等
(認定農業者、認定新規就農者、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等)

4 その他必要な事項

- (1) 災害復旧事業を行う場合に規定すべき事項

ア 事業の目的

イ 事業実施主体

ウ 実施する事業種目、事業内容及び事業規模